

「WE LOVE とよた」条例資料

「WE LOVE とよた」条例の解説



平成29年4月

豊田市経営戦略部

<目次>

【「W E L O V Eとよた」条例の趣旨】

1 「W E L O V Eとよた」条例とは	1
2 「W E L O V Eとよた」の取組とは	1
3 条例の目的と意義	1
4 条例制定の背景	2
5 条例の特徴と運用	2
6 「W E L O V Eとよた」条例の位置付け	3

【「W E L O V Eとよた」条例の逐条解説】

前文	4
第1条（基本理念）	5
第2条（行動計画）	6
附則	7
【質疑応答集】	8

【「WE LOVE とよた」条例の趣旨】

1 「WE LOVE とよた」条例とは

「WE LOVE とよた」の取組を、条例の前文に記述しているように「このまちに関わる全ての人々（以下「市民等」※注とします。）」と推進していく基本となる考え方を明らかにして、具体の行動を展開する契機とするために定める条例です。

※注 豊田市は、「まちづくり基本条例」で「市民」について「市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。」と定義しています。条例の前文にある「このまちに関わる全ての人々」は、その「市民」の範囲を広げて表現したものです。

2 「WE LOVE とよた」の取組とは

条例の前文で次のように定義しています。

- (1) (このまちの) 魅力に改めて気付き、共に絆と信頼を深めながら、愛情と誇りを持って行動し、魅力にあふれたまちを次の世代に引き継ぐこと
- (2) 人や地域が優しさでつながり、多様な楽しみを尊重し、分かち合うこと

3 条例の目的と意義

条例の目的は、「わくわくする世界一楽しいふるさと」を目指す「WE LOVE とよた」の取組を推進するために、市民等が行動することにより持続可能なまちを実現することです。

また、条例の意義は、次の2点です。

1点目は、条例の策定にあたり幅広い市民等を巻き込んだ議論を行って合意形成を図ってきました。そして、こうした過程を経たこと（このまちを改めて見つめ直すきっかけ）により、市民等のこのまちへの愛情と誇りが一層高まり自発的な行動につながることで。

2点目は、全市的に「WE LOVE とよた」の取組を推進していくための拠り所となるとともに、市民等が共通認識を持ち一層幅広い参画を促すことにつながることで。

4 条例制定の背景

(1) スタートの経緯

「WE LOVE とよた」は、世界同時不況による地域経済の沈滞ムードを払拭し、市民意識の向上につなげるために平成21年3月に始まった「とよた元気プロジェクト」の合言葉が始まりです。

(2) 社会動向の変化に対応した未来に向けたまちづくり

豊田市は、合併後10年を経て、広大な市域の中で都市部でも山村部でも多様な地域資源(以下、「市民等、地域、団体、農産物、工業製品、サービス、暮らし、営み、自然、歴史、伝統、文化、技術、技能、芸術、スポーツを始めとした人、もの、こと」を指します。)を生かした人々の活動によるまちづくりが展開されています。

そして、都市部と山村部が近接している豊田市の豊富な地域資源は、このまちの魅力を醸し出しており、市民等がこうした魅力に気付くこと、生かすことは、市民等のこのまちへの愛情と誇りを一層高めることにつながります。

さらには、これが今後のラグビーワールドカップ2019の開催、リニア中央新幹線の開通、超高齢社会の到来、技術革新に伴う産業構造の変化等、豊田市を取り巻く社会動向に的確に対応して「活力と魅力を備えた持続可能なまち」を実現する未来に向けたまちづくりの基本となります。

(3) 「WE LOVE とよた」の取組の強化

そこで、地域経済の活性化として始まった取組に加え、既にこのまちにある、又は、今後生み出される地域資源の魅力を市民等が再認識し、このまちへの愛情と誇りを持って具体的な行動につなげ、魅力あふれるこのまちを次の世代に引き継いでいくために「WE LOVE とよた」の取組を強化していくこととしたものです。

条例の制定は、こうした取組を一層推進していくための契機となるものです。

5 条例の特徴と運用

(1) 「私たち」が自由に解釈して行動します。

「WE LOVE とよた」の取組の基本的な考え方を示すことで、市民等が自由に解釈して行動できるものとし、取組を広げていきます。

このために、定義や目的規定を独立して設けなくて市民等にわかりやすく簡潔な条文としています。

(2) 「私たち」の自由な意思で取組に参画するものです。

「WE LOVE とよた」の取組は、強制するものではなく、参画は市民等の自由です。

(3) 基本的な考え方のキーワードは、「楽しむ」です。

「WE LOVE とよた」の取組は、幅広い市民等の理解と共感を得ることが重要であり、特に郷土愛の押しつけにならないように留意しながら、誰もが気軽に参画できる考え方として「楽しむ」をキーワードとしました。

これは、まちを「楽しむ」ことができれば、好きになり、自分のまちとしての意識と関心が高まり、まちづくりの当事者となって愛情と誇りが一層醸成されることを期待するものです。

(4) 市民みんなと一緒に取り組んでいきます。

「WE LOVE とよた」の取組の担い手の主体を区別しないで「私たち」とし、市民みんなと一緒に取り組んでいくこととしました。

条例では、役割を明確に規定することが原則ですが、市民みんなで取り組むという趣旨を市民等が理解し、共感していただくことを重視したものです。

(5) 「WE LOVE とよた」の取組における市民等と市の役割

(4) の理由により条例には明記されていませんが、条例の主旨に基づく市民等と市の役割については以下を想定しています。

①市民等の役割

市民等は、自発的に「WE LOVE とよた」の取組に参画し、このまちへの愛情と誇りを高めて、次の世代に引き継ぐ行動をします。

②市の役割

市は、「WE LOVE とよた」の取組を実効性のあるものとするために、必要な施策を講じます。

6 「WE LOVE とよた」条例の位置付け

「WE LOVE とよた」条例は、「市民の誓い」の実践、自治の基本を定める「まちづくり基本条例」に基づく共働のまちづくり、「第8次豊田市総合計画」の実践計画の推進を後押しするものです。

○「WE LOVE とよた」条例は、市民等のこのまちへの愛情と誇りに基づく行動の広がりを通して、「市民の誓い」にある市民像の実現を後押しする役割を果たすものです。

○「まちづくり基本条例」は、共働によるまちづくりを推進するものであり、「WE LOVE とよた」条例は、これに加えて民間の営利活動等による地域経済の活性化につながる市民等の活動を後押しする役割も果たすものです。

○「第8次豊田市総合計画」は、「市民の誓い」の市民像を踏まえ、将来にわたる施策を実践計画として取りまとめています。そして、この実践計画の中で、条例に基づく「WE LOVE とよた」の取組は、計画の推進を根底から支えていくものとして位置付けられています。

【「WE LOVE とよた」条例の逐条解説】

前文

私たちのまちは、多様な魅力にあふれたまちです。

それは、豊かな自然とその恵み、栄えある歴史と受け継がれてきた伝統、多彩な文化、世界に誇るものづくりの技術や技能、盛んな芸術やスポーツ、市民の活発な活動、多くの人々を受け入れ認め合う風土、都市部と山村部の共存と交流などです。

私たちは、その魅力に改めて気づき、絆と信頼を深めながら、愛情と誇りを持って行動し、魅力にあふれたまちを次の世代に引き継いでいきたいと願っています。そして、人や地域が優しさでつながり、多様な楽しみを尊重し分かち合うことで、誰もが幸せを感じる「わくわくする世界一楽しいふるさと」を目指していきます。

私たちは、こうしたことを「WE LOVE とよた」の取組とし、持続可能なまちを実現するために、このまちに関わる全ての人々と共に推進していくことを決意し、この条例を制定します。

○第1・2段落

- ・都市部と山村部が近接し豊富な地域資源があるまちの魅力を示しています。
- ・また、都市の成り立ちを通じて育まれたまちの特色も示しています。

○第3段落

- ・「魅力に改めて気づき」は、市民等が地域資源の魅力を再認識することです。
- ・「絆と信頼を深めながら」には、様々な事情からこの取組に参画できない人、又は、参画しない人がいつでも参画でき、誰もが楽しく感じられるまちにしていこうという思いを込めています。そして、こうした人たちにも配慮しながら、絆と信頼の上に立って人と人がつながり取組を推進していくことを示しています。
- ・「愛情と誇りを持って行動し」は、「このまちが好き」という郷土愛とこのまちに対する誇りを持って、「楽しむ」こと、そして、この考え方に基づいて第2条にある具体の行動をすることをいいます。例えば、地産地消の実践、様々な活動やイベントへの参加、伝統や歴史の伝承、観光の魅力の発掘と磨き上げといったこのまちの地域資源を楽しみ、体験し、守り、活用し、高めていくこと等です。
- ・「次の世代に引き継いで」は、具体の行動を通じてこのまちを次の世代の担い手に引き継いでいくことをいいます。
- ・「人や地域が優しさでつながり」は、「WE LOVE とよた」の取組にあたって、人と人、人と地域、地域と地域、人と団体・法人等、このまちを担う

様々な主体が、束縛しないで緩やかな関係でつながることです。

- ・「多様な楽しみを尊重し分かち合う」は、自分の楽しみを押し付けることなく、お互いの楽しみを尊重して分かち合うことです。こうしたことにより、楽しみの輪を広げて「WE LOVE とよた」の取組に一層幅広い市民等が参画することを期待するものです。
- ・「わくわくする世界一楽しいふるさと」は、誰もがこのように思えるまちを目指して市民みんなで「WE LOVE とよた」の取組を推進していくことを象徴的に表現したものです。そして、取組によって魅力あふれるこのまちを次の世代に引き継いでいくことから、「ふるさと」と表現しています。

○第4段落

- ・「持続可能なまち」は、現在の豊田市の活力と魅力を引き継ぐとともに都市の持続可能性を一層高めて、継続して発展できるまちを目指すことです。
 - ・「このまちに関わる全ての人々」は、「まちづくり基本条例」に規定する「市民」の範囲を広げて、豊田市と関わりを持つ全ての主体をいいます(「WE LOVE とよた」条例の趣旨・1の注釈参照)。
- 「このまち」は、基本的に豊田市をいいますが、市民等の捉え方は自由であり、身近な地域でも豊田市全体でも構いません。

(基本理念)

第1条 私たちは、次に掲げる事項を「WE LOVE とよた」の取組の基本とし、自らの意思で行動していきます。

- (1) 互いを尊重しながら、とよたの魅力を自由に楽しみます。
- (2) とよたの魅力を周りの人々に伝え、共に楽しみます。
- (3) 互いに協力しながら、とよたをもっと楽しくします。

- 「WE LOVE とよた」の取組についての基本的な考え方を示しています。
- 「WE LOVE とよた」の取組は、「楽しむ」をキーワードとしており、楽しむ行動について、まず「楽しみ」、それを「広め」、さらにこのまちの魅力の「質を高める」という3つのステップで示しています。
- この条の「私たち」は、主に市民等を想定しています。ただし、市も「WE LOVE とよた」の取組を実効性のあるものとするための施策を講じて、このまちを一層楽しくする役割があることから、市も含まれます。
- 「自らの意思」は、「WE LOVE とよた」の取組に参画することは市民等の自由な意思に基づくものであり、決して強制されるものではないこと、そして、「楽しまない」自由も含むことを示したものです。さらに、取組に参画する市民等は、どこから始めても、どこでやめても自由です。

○第1号について

- ・市民等がこのまちを自由に「楽しむ」ことを示しています。
- ・「互いを尊重しながら」は、「楽しむ」ことは自己責任を伴うものであり、決して自分勝手に楽しめるものではないことを示したものです。
- ・「自由に」は、こうしたことを前提として楽しむ対象や方法が自由ということです。対象は、既にあるものだけでなく、楽しみを作る過程等も含みます。

○第2号について

- ・自分が楽しいと感じたことをみんなに広げていくことを示しています。
- ・「魅力を周りの人々に伝え」は、自分が楽しいと感じたことを積極的に周りに伝えていこうということです。
- ・「共に楽しみます」は、みんなが共感することで一緒に楽しむ輪を広げるとともに、そこから得られる「喜び」を大きくしていこうというものです。

○第3号について

- ・多様なつながりでこのまちをもっと楽しくしていくことを示しています。
- ・「互いに協力しながら」は、異なる分野で活動している人や目的が同じでも別々に活動している人等、多様な主体がつながり連携して行動することです。
- ・「もっと楽しくします」は、こうした行動によりこのまちの楽しさや魅力が一層高まり、また、新たなものが生まれることによって、このまちをもっと楽しく魅力あるまちにしていこうというものです。

(行動計画)

第2条 私たちは、「WE LOVE とよた」の取組を推進していくために、次に掲げる事項について行動計画を作ります。

- (1) とよたの魅力を知り、これを暮らしに取り入れ、発信し、高めていくこと。
- (2) 「WE LOVE とよた」の取組への理解と共感の輪を広げていくこと。

○「WE LOVE とよた」の取組を具体化するための行動を示しています。

○行動計画は、第1条の考え方に基づいて、市民等や市が「WE LOVE とよた」の取組を具体的に推進していくことを明らかにするとともに、市民等に取組を理解してもらうために見える化するものです。ただし、市民等に行動計画を作ることや行動計画に沿った行動を強いるものではありません。

○行動計画の評価は、「第8次豊田市総合計画」の実践計画のローリングや「地域経営戦略プラン」の進捗管理を活用して、取組の推進の結果を総括します。

○この条の「私たち」は、主に市を想定しています。ただし、行動計画の多くの事業に参画する主体が市民等であること、また、市民等の自発的な取組を一層活発にして、今後、行動計画に取り込むことも想定していることから、

市民等も含みます。

○第1号について

- ・市民等や市が取組を具体化するための行動を示しています。
- ・「魅力を知り」は、市民等がこのまちの楽しさや魅力を意識し、関心を持ち、知ることです。
- ・「暮らしに取り入れ」は、市民等がこのまちの楽しさや魅力の中から自分の暮らしに合うものを取り入れて、楽しみ、体験し、守り、活用すること等です。
- ・「発信」は、市民等が実感しているこのまちの楽しさや魅力を市民等がもっと意識して、積極的に子どもや周りの人に伝えていくことです。
- ・「高めていく」は、このまちの楽しさや魅力を高める取組が一過性ではなく、市民みんなで継続していくことです。

○第2号について

- ・「WE LOVE とよた」の取組の行動は第1号に限定されるものではないため、第1号以外の行動によっても取組を広げていくことを示しています。
- ・条例の一般的な事例としては、「その他『WE LOVE とよた』の取組に関すること」と表現しますが、これをやわらかく示したものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

(条例の見直し)

- 2 私たちは、第8次豊田市総合計画の実践計画の期間を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとします。

- この条例は、「第8次豊田市総合計画」の実践計画の推進を根底で支える役割があるため、実践計画期間の終了時に「WE LOVE とよた」の取組の市民への浸透状況やまちづくりへの影響等を評価して見直しを行います。
- 「第8次豊田市総合計画」の目標は2040年ですが、長期間であり価値観の変化も想定されるため、条例に基づく「WE LOVE とよた」の取組の推進期間の目標を総合計画の具体的な取組を進める実践計画の期間としました。

【質疑応答集】

質問 条例化の目指す点は。

回答 ・条例は、「WE LOVE とよた」の取組の推進を目的に、市民等のこのまちへの愛情と誇りを高め自発的な行動に繋げるとともに、幅広い市民等の参画を促すことを狙いとしている。

- ・こうしたことを通して、より多くの市民等が自発的にまちづくりに関わり、行動にすることにより、超高齢社会の進行やラグビーワールドカップ2019の開催を始めとする豊田市の諸課題に的確に対応でき持続可能なまちが実現することを目指すものである。

質問 条例の必要性は。

回答 ・条例は、「第8次豊田市総合計画」の推進を支える役割に位置付けられている。

- ・そうした条例としての必要性は2点ある。
- ・1点目は、条例として検討することを通して素案の立案段階から、幅広い市民等の参画を得て検討（このまちを改めて見つめ直すきっかけ）して合意形成を図ることにより、市民等の共通理解の下で自発的な行動につながる。
- ・2点目は、議会の決定を経た条例とすることで、「WE LOVE とよた」の取組の力強い推進につながる。

質問 この条例制定により目指す未来のまちづくりの姿は。

回答 ・目指す姿としては、誰もが幸せを感じる「わくわくする世界一楽しいふるさと」にしようと、市民みんなが「WE LOVE とよた」の取組に参画して、このまちを将来に向けて活力と魅力を備えた持続可能なまちにしていくことである。

質問 「市民の誓い」、「第8次豊田市総合計画」との関連は。

回答 ・「市民の誓い」は、豊田市における望ましい市民像として、市民みんな目指していくまちづくりのための市民等の共通の目標である。

- ・「WE LOVE とよた」条例は、市民等の愛情と誇りに基づく行動の広がりを通して、「市民の誓い」にある市民像を目指すものである。
- ・「第8次豊田市総合計画」の実践計画では、市民等が楽しみながら、様々な活動やまちづくりに参画するなどの具体的な行動が重要とされており、「WE LOVE とよた」の取組は、実践計画の推進を根底で支える取組に位置付けられている。

質問 今回の条例は、簡潔な表現であるが、一方で多くの条例で規定されている用語の「定義」規定がないが、その狙いは。

回答 ・条例の目的は、「WE LOVE とよた」の取組を推進するための基本を定めるものであり、それは条文の第1条と第2条の二か条で規定している。

・そして、市民等が自由に解釈して自発的な行動につなげ、取組を広げていくことを狙いとしたものであることから、定義規定は省略して、極力簡潔でわかりやすいものとした。

質問 郷土愛の醸成を条例化することにおいて留意した点は。

回答 ・「WE LOVE とよた」の取組の重要な要素である「地域への愛情と誇りを持って行動すること」は、（押し付けにならないように）条例市民検討プロジェクトでの検討や地域・関係団体との意見交換で中心となって議論してきたことである。

・そこで、議論の過程を経て留意した点としては、「楽しむ」をキーワードに市民等が「自らの意思で行動」することで、市民等がこのまちを好きになり、当事者意識を持って「地域（このまち）への愛情と誇りを持って行動する」ことにつながるという考え方を反映させた。

質問 郷土を愛する気持ちは、自主的で自発的なものであるが、条例を制定すると法律の範囲内で一定の強制力を持つ。自主的・自発的であるべきものに対して条例を制定する意図は何か。

回答 ・この条例は、市民等の権利を制限したり、義務を課すものではない。

・条例制定の意義としては、次の2点である。

①幅広い市民等の参画を得た検討（このまちを改めて見つめ直すきっかけ）を経て市民等の合意形成を図ることにより、共通理解の下で自発的な行動につがること

②議会の決定を経た条例とすることで推進の拠り所となり、一層幅広い市民等の参画を促すことにつながる

・そして、この条例に基づく取組を通して、より多くの市民等が自発的にまちづくりに関わり、行動することにより、超高齢社会の進行やラグビーワールドカップ2019の開催など、本市の諸課題に的確に対応して持続可能なまちの実現を目指すものである。

質問 条例を執行するにあたって、行政として注意する点は。

回答 ・行政として注意する点だが、第1条の基本理念で「自らの意思で行動」

し、とよたの魅力を「自由に楽しむ」と規定しており、「WE LOVE とよた」の取組は、あくまでも市民等の自発性に基づくものであり、強制するものではない。

- ・そこで、第2条にある行動計画の具体の取組にあたっては、こうした条例の基本理念に即して推進していくものである。

質問 「とよた」は何を指しているのか。また、「」書きの条例名の意味や考え方は。

- 回答
- ・「とよた」は、(条例の) 前文にある多様な魅力にあふれたまちとしての資源を始めとして、本市に既にある、又は、今後生み出される「人、もの、こと」の魅力を再認識しようということから、それら全てを包含して表現したものである。
 - ・また、「WE LOVE とよた」という言葉は、文章ではなく（他に言い換えることのできない）キャッチフレーズである。
 - ・条例は、そのキャッチフレーズである「WE LOVE とよた」の取組の推進を目的としており、キャッチフレーズを（条例中の他の規定と区別するために）「」で括ったものである。

質問 主語を「市」又は「市民」とせずに「私たち」とした意図は。

- 回答
- ・「WE LOVE とよた」の取組を条例の前文で表現している「このまちに関わる全ての人々」、みんなで進めていこうという意図から、市民等や市といった定義付けをしないで、「私たち」としたものである。
 - ・これは、魅力にあふれるこのまちを次の世代に引き継いでいくことを実現するためには、市民等が自発的に行動し、みんなで推進していくことが何よりも重要であることを表現したものである。

質問 行動計画の事業についてどのように評価していくのか。

- 回答
- ・行動計画の事業については、「第8次豊田市総合計画」の実践計画事業及び「地域経営戦略プラン」の行動計画を「WE LOVE とよた」の取組に位置付けていく。
 - ・そして、これらの評価は、実践計画のローリングと「地域経営戦略プラン」の進捗管理を活用して行っていく。

質問 見直し条項は、「第8次豊田市総合計画」の実践計画の期間を経過した場合しか見直しできないと解釈すべきか（期間中でも見直しできるのか）。

- 回答
- ・期間経過前の見直しを妨げるものではない。